

# 株式会社アイソネットライン

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成 29 年 7 月 3 日現在

内容		活動報告
(1)	輸送の安全に関する基本方針	平成 28 年 4 月 1 日改定 (別紙参照)
(2)	輸送の安全に関する目標	<p>平成 29 年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する。</p> <p>1. 関係法令等の遵守            (1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、関係法令等を當時遵守する管理体制を確立する。            (2) 積極的な募集活動、求人活動を行ない、改善基準告知違反を発生させない為、適正人員を確保する。            (3) 準中型運転免許の新設に伴い、高卒者の新規採用について積極的に取り組む。            (4) 重大事故の原因となる睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 簡易検査を定期的に実施する。            (5) 残留アルコール検出者の根絶に向けた有効な教育を定期的に継続して実施する。            (6) 貨物自動車輸送事業者が、運転者に対して行なう指導及び監督の指針改正についての法的教育を満たし、適切な選任乗務員として育成する。            (7) 管理職（代行職含む）、特に営業所長は平成 29 年度中に該当者全員の第一種衛生管理者資格取得を必須とする。</p> <p>2. 輸送の安全の確保            (1) 第一当事者での自動車事故報告書提出義務に該当する事故を発生させない。            (2) 交通事故の発生を以下の目標とする。(平成 29 年 3 月末実績対比)            ①加害事故を前年比で 40 %以上削減する。※ 28 年度 2 件 ⇒ 1 件以下            ②小損害事故を前年比で 40 %以上削減する。※ 28 年度 13 件 ⇒ 7 件以下            (3) 労災事故の発生を以下の目標とする。(平成 29 年 3 月末実績対比)            ①業務労災を前年比で 40 %以上削減する。※ 28 年度 3 件 ⇒ 1 件以下            ②通勤労災を前年比で 40 %以上削減する。※ 28 年度 1 件 ⇒ 0 件            (4) 管理者・運行管理者は、運転者に対し法令遵守、社内ルール遵守の指示命令、及び危険動作の改善指導を、運転者個々の特性に合わせ継続的に実施させる。            (5) 運行管理者・運転者を社内・社外研修に参加させることを必須とする。            (6) ヒヤリハット情報収集によるグループ KYT 活動を実施し、更に実効性のある予防処置を正処置に積極的に取り組ませる。            (7) 年間安全重点項目（交通事故防止 8 項目、労災事故防止 7 項目）を厳守させる。            (8) 優良添乗指導員を事業会社全てに配置させる。</p>
(3)	自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計	平成 26 年度 発生なし 平成 27 年度 発生なし 平成 28 年度 平成 29 年 2 月 28 日 相手死亡
(4)	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	別紙参照
(5)	輸送の安全に関する重点施策	<p>輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針（第3条参照）に基づき、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。            (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。            (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。            (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。            (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。</p> <p>2. グループ間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>3. 外注先を利用する場合にあっては、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p>
(6)	輸送の安全に関する計画	<p>平成 29 年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。（名糖運輸株式会社 安全管理部主催）</p> <p>【管理者教育】            運行管理者教育（コンプライアンス推進担当者会議にて）            整備管理者教育（コンプライアンス推進担当者会議にて）            運行管理者実務研修（講師：社内担当者 インターリスク総研）</p> <p>【安全実技研修】            新人研修（交通教育センター レインボーフェニックスにて）            事故惹起者教育（交通教育センター レインボーフェニックスにて）            添乗指導員養成研修（交通教育センター レインボーフェニックスにて）            安全運転管理研修（日野自動車 お客様テクニカルセンターにて）</p> <p>【安全研修】            乗務員安全研修（講師：社内担当者 関東・東海・関西・九州・甲信越・東北のエリア別に開催）            【部署内教育】            各部署で実施            【その他研修】            アイソネットライン本社主催による運行管理者自覚研修（外部講師：プロデキューブ他）</p>
(7)	事故、災害等に関する報告連絡体制	<p>事故・災害等に関する報告連絡体制を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長は、事故・災害等に関する報告を「自動車事故報告書：様式1」「労災事故報告書：様式1」にて社長、名糖運輸及び社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。</p> <p>2. 全般統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。</p> <p>3. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照）に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>4. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。</p> <p>5. 事故・災害等に対する再発防止については第16条に基づき実施する。</p>
(8)	輸送の安全に関する教育及び研修の計画	<p>輸送の安全に関する教育・訓練について以下の通り定める。</p> <p>教育・訓練の具体的な計画を策定し、着実に実施する。</p> <p>1. 運転者に対する法で定められた教育            2. 添乗指導            (1) 新規採用時 ⇒ 6 ヶ月以内に 1 回目、12 ヶ月以内に 2 回目を実施する。            (2) 事故発生時 ⇒ 6 ヶ月以内に 1 回目、12 ヶ月以内に 2 回目を実施する。            (3) 3 年以内添乗指導 ⇒ 毎年 1 回実施する。            (4) 50 歳以上 ⇒ 毎年 1 回実施する。            (5) 一般運転者 ⇒ 2 年に 1 回以上実施する。            いずれも予め計画を立てて実施する。</p> <p>3. 新規採用者教育            4. 事故発生者教育            5. 適性診断（法定以外は一般運転者に対して 3 年に 1 回以上実施する。）            (1) 一般診断            (2) O-D 式安全性テスト            (3) 運転シミュレーターマシンを使用した診断 等</p> <p>6. 危険予知訓練            7. 個人面談            8. 普普通救命講習            9. 運転記録証明            10. その他の教育・訓練</p> <p>各部署長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。</p>
(9)	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	<p>平成 28 年度（4 月 - 3 月）の内部監査結果            監査実施部署数 = 9 部署</p> <p>上記を踏まえた措置内容            内部監査による改善事項 = 2 件（改善済み）</p>
(10)	輸送の安全に関する予算等の実績額	<p>【平成 28 年度実績】            ドライブレコーダー（ソフト・周辺機器ハード・保守費用）を全台数導入。            合計費用 9,963 千円</p> <p>【平成 29 年度導入予定】            全車両に 4 カメラのドライブレコーダーを導入しており継続投資。</p>
(11)	安全統括管理者 安全管理規程	<p>【安全統括管理者】            取締役 長澤 義明</p> <p>【安全管理規程】            別紙参照（平成 28 年 5 月 1 日改定 第二版）</p>